和歌山県後期高齢者医療広域連合個人情報保護条例

平成19年２月１日条例第８号

目次

第１章　総則（第１条―第５条）
第２章　個人情報の適正な取扱いの確保（第６条―第12条）
第３章　個人情報の開示請求等の権利
第１節　開示請求権（第13条―第24条）
第２節　訂正請求権（第25条―第28条の２）
第３節　利用停止等請求権（第29条―第32条）
第４章　審査請求等（第33条―第35条）
第５章　雑則（第36条―第42条）
第６章　罰則（第43条―第46条）
附則

第１章　総則

（目的）

第１条　この条例は、和歌山県後期高齢者医療広域連合（以下「広域連合」という。）が保有する個人情報の開示等を請求する権利を明らかにするとともに、個人情報の適正な取扱いについて必要な事項を定めることにより、広域連合行政の適正かつ円滑な運営を図りつつ、個人の権利利益を保護することを目的とする。

（定義）

第２条　この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

（１）　個人情報　生存する個人に関する情報であって、次のいずれかに該当するものをいう。

ア　当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等（文書、図画若しくは電磁的記録（電磁的方式（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式をいう。）で作られる記録をいう。以下同じ。）に記載され、若しくは記録され、又は音声、動作その他の方法を用いて表された一切の事項（個人識別符号を除く。）をいう。以下同じ。）により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）

イ　個人識別符号が含まれるもの

（２）　個人識別符号　行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第58号。以下「行政機関個人情報保護法」という。）第２条第３項に規定する個人識別符号をいう。

（３）　要配慮個人情報　行政機関個人情報保護法第２条第４項に規定する要配慮個人情報をいう。

（４）　実施機関　広域連合長、議会、選挙管理委員会及び監査委員をいう。

（５）　事業者　法人その他の団体（国、独立行政法人等（独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第59号）第２条第１項に規定する独立行政法人等をいう。以下同じ。）、地方公共団体及び地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第２条第１項に規定する地方独立行政法人をいう。以下同じ。）を除く。以下「法人等」という。）及び事業を営む個人をいう。

（６）　保有個人情報　実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した個人情報であって、当該実施機関の職員が組織的に利用するものとして、当該実施機関が保有しているもののうち、公文書（和歌山県後期高齢者医療広域連合情報公開条例（平成19年和歌山県後期高齢者医療広域連合条例第７号）第２条第２号に規定する公文書をいう。以下同じ。）に記録されているものをいう。ただし、特定個人情報以外の個人情報にあっては、個人が営む事業に関して記録された

情報に含まれる当該個人に関する情報及び法人その他の団体に関して記録された情報に含まれる当該法人その他の団体の役員に関する情報を除く。

（７） 特定個人情報　個人情報であって、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「番号法」という。）第２条第８項に規定する特定個人情報に該当するものをいう。

（８） 保有特定個人情報　実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した特定個人情報であって、当該実施機関の職員が組織的に利用するものとして、当該実施機関が保有しているものをいう。ただし、公文書に記録されているものに限る。

（９） 情報提供等記録　番号法第23条第１項及び第２項に規定する記録に記録された特定個人情報をいう。

(10) 本人　個人情報によって識別される特定の個人をいう。

（実施機関の責務）

第３条　実施機関は、この条例の目的を達成するため、個人情報の保護に関し必要な措置を講じるとともに、個人情報の保護について事業者及び住民の意識の啓発に努めなければならない。

（事業者の責務）

第４条　事業者は、個人情報の保護の重要性を認識し、個人情報の取扱いに当たっては、個人の権利利益の侵害を防止するために必要な措置を講じるとともに、個人情報の保護に関する広域連合の施策に協力しなければならない。

（住民の責務）

第５条　住民は、相互に個人情報の保護の重要性を認識し、自己の個人情報を適切に管理し、かつ、他人の個人情報の取扱いに当たっては、他人の権利利益を侵害することのないよう努めなければならない。

第２章　個人情報の適正な取扱いの確保

（個人情報取扱事務の届出）

第６条　実施機関は、個人情報を取り扱う事務（以下「個人情報取扱事務」という。）を開始しようとするときは、あらかじめ次に掲げる事項を広域連合長に届け出なければならない。

（１） 個人情報取扱事務の名称

（２） 個人情報取扱事務を所掌する組織の名称

（３） 個人情報取扱事務の目的

（４） 個人情報の収集方法

（５） 個人情報の内容

（６） 個人情報の対象者

（７） 第８条第１項ただし書の規定による個人情報の利用又は同条第２項ただし書の規定による個人情報の提供を経常的に行うときは、その利用の範囲又は提供先

（８） 前各号に掲げるもののほか、規則で定める事項

２　実施機関は、前項の規定により届け出た事項を変更し、又は届出に係る個人情報取扱事務を廃止しようとするときは、あらかじめ、その旨を広域連合長に届け出なければならない。

３　前２項の規定にかかわらず、実施機関は、緊急かつやむを得ない理由により、あらかじめこれらの規定による届出をすることができないときは、当該個人情報取扱事務を開始、変更又は廃止した日以後において当該届出をすることができる。

４　広域連合長は、前３項の規定による届出があったときは、当該届出に係る事項を速やかに和歌山県後期高齢者医療広域連合情報公開・個人情報保護審査会（以下「審査会」という。）に報告しなければならない。

５　広域連合長は、第１項から第３項までの規定による届出に係る事項を公表しなければならない。

6　前各項の規定は、広域連合の職員又は職員であった者に係る人事、給与、服務、福利厚生その他これらに準ずる事項に関する個人情報取扱事務については、適用しない。

（収集の制限）

第７条　実施機関は、個人情報（特定個人情報を除く。以下この条において同じ。）を収集するときは、個人情報取扱事務の目的を明確にし、当該目的を達成するために必要な範囲内で収集しなければならない。

2　実施機関は、個人情報を収集するときは、適法かつ公正な手段により収集しなければならない。

3　実施機関は、個人情報を収集するときは、本人から収集しなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

（1）　法令又は条例（以下「法令等」という。）の定めがあるとき。

（2）　本人の同意があるとき。

（3）　出版、報道等により公にされているとき。

（4）　個人の生命、身体又は財産の安全を守るため、緊急かつやむを得ないと認められるとき。

（5）　他の実施機関から提供を受けて収集するとき。

（6）　前各号に掲げる場合のほか、実施機関があらかじめ審査会の意見を聴いた上で、本人以外のものから収集することが事務の執行上やむを得ない場合又は本人以外のものから収集することについて相当の理由がある場合であって、当該収集をすることによって本人の権利利益を不当に侵害するおそれがないと認めるとき。

4　実施機関は、前項第４号又は第６号の規定に該当して本人以外のものから個人情報を収集したときは、その旨及び目的を本人に通知しなければならない。ただし、審査会の意見を聴いた上で実施機関が適当と認めたときは、この限りでない。

5　実施機関は、要配慮個人情報の収集をしてはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

（1）　法令等の定めがあるとき。

（2）　実施機関が審査会の意見を聴いて個人情報取扱事務の性質上当該個人情報が必要不可欠であると認めるとき。

（目的外利用及び外部提供の制限）

第８条　実施機関は、保有個人情報（保有特定個人情報を除く。以下この条において同じ。）について、当該保有個人情報を取り扱う事務の目的以外の目的のために自ら利用（以下「目的外利用」という。）してはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

（1）　法令等の定めがあるとき。

（2）　本人の同意があるとき。

（3）　出版、報道等により公にされているとき。

（4）　個人の生命、身体又は財産の安全を守るため、緊急かつやむを得ないと認められるとき。

（5）　前各号に掲げる場合のほか、あらかじめ審査会の意見を聴いた上で、公益上の必要その他相当の理由があり、かつ、本人の権利利益を不当に侵害するおそれがないと実施機関が認めるとき。

2　実施機関は、実施機関以外の者への保有個人情報の提供（以下「外部提供」という。）をしてはならない。ただし、前項各号のいずれかに該当する場合及び本人に提供する場合は、この限りでない。

3　実施機関は、第１項各号の規定により目的外利用又は外部提供をするときは、本人及び第三者の権利利益を不当に侵害することがないようにしなければならない。

4　実施機関は、第１項各号の規定により外部提供をする場合は、外部提供を受ける者に対し、提供に係る保有個人情報の使用目的若しくは使用方法の制限その他必要な制限を付し、又はその適

正な取扱いについて必要な措置を講ずることを求めなければならない。

（保有特定個人情報の利用の制限）

第８条の２　実施機関は、利用目的以外の目的のために保有特定個人情報（情報提供等記録を除く。以下この条において同じ。）を自ら利用してはならない。

２　前項の規定にかかわらず、実施機関は、個人の生命、身体又は財産の安全を守るため、緊急かつやむを得ないと認められる場合であって、本人の同意があり、又は本人の同意を得ることが困難であるときは、利用目的以外の目的のために保有特定個人情報を利用することができる。ただし、保有特定個人情報を利用目的以外の目的のために自ら利用することによって、本人又は第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがあると認められるときは、この限りでない。

（情報提供等記録の利用の制限）

第８条の３　実施機関は、利用目的以外の目的のために情報提供等記録を自ら利用してはならない。

（特定個人情報の提供の制限）

第８条の４　実施機関は、番号法第19条の各号のいずれかに該当する場合を除き、特定個人情報を提供してはならない。

（オンライン結合による提供の制限）

第９条　実施機関は、法令等の規定に基づき提供する場合を除き、オンライン結合（当該実施機関が管理する電子計算機と実施機関以外のものが管理する電子計算機その他の情報機器とを通信回線を用いて結合し、当該実施機関が保有個人情報（保有特定個人情報を除く。次項において同じ。）を当該実施機関以外のものが随時入手し得る状態にする方法をいう。）により、保有個人情報を実施機関以外のものへ提供してはならない。

２　前項の規定にかかわらず、実施機関は、審査会の意見を聴いた上で、公益上の必要があり、かつ、個人情報の適正な取扱いについて必要な措置が講じられていると認めるときは、オンライン結合により、保有個人情報を実施機関以外のものへ提供することができる。

（適正な維持管理）

第10条　実施機関は、個人情報取扱事務の目的を達成するために必要な範囲内において、保有個人情報を正確かつ最新の状態に保つよう努めなければならない。

２　実施機関は、保有個人情報の漏えい、滅失、き損及び改ざんの防止その他の保有個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。

３　実施機関は、保有する必要がなくなった保有個人情報を確実かつ速やかに廃棄し、又は消去しなければならない。ただし、歴史的資料として保存する必要があるものについては、この限りでない。

（委託に伴う措置等）

第11条　実施機関は、個人情報の取扱いを伴う事務の全部又は一部を実施機関以外のものに委託しようとするときは、当該個人情報を保護するために必要な措置を講じなければならない。

２　実施機関から前項に規定する事務の委託を受けたものは、個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。

３　前項に規定する事務の委託を受けたもの及び当該事務に従事している者又は従事していた者は、当該事務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。

（職員等の義務）

第12条　実施機関の職員又は職員であった者は、職務上知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。

第３章　個人情報の開示請求等の権利

第１節　開示請求権

（開示の請求）

第13条　何人も、この条例の定めるところにより、実施機関に対し、当該実施機関の保有する自己を本人とする保有個人情報の開示を請求することができる。

２　未成年者又は成年被後見人の法定代理人（保有特定個人情報にあっては、未成年者若しくは成年被後見人の法定代理人又は本人の委任による代理人）は、本人に代わって前項の規定による開示の請求（以下「開示請求」という。）をすることができる。

（開示請求の手続）

第14条　開示請求は、次に掲げる事項を記載した書面（以下「開示請求書」という。）を実施機関に提出してしなければならない。

（１）　開示請求をしようとする者の氏名及び住所

（２）　開示請求に係る保有個人情報を特定するために必要な事項

（３）　前２号に掲げるもののほか、規則で定める事項

２　開示請求をしようとする者は、実施機関に対し、当該開示請求に係る保有個人情報の本人又はその代理人（保有特定個人情報にあっては、未成年者若しくは成年被後見人の法定代理人又は本人の委任による代理人）であることを証明するために必要な書類として規則で定めるものを提出し、又は提示しなければならない。

３　実施機関は、開示請求書に形式上の不備があると認めるときは、開示請求をした者（以下「開示請求者」という。）に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。この場合において、実施機関は、開示請求者に対し、補正の参考となる情報を提供するよう努めなければならない。

（保有個人情報の開示義務）

第15条　実施機関は、開示請求があったときは、開示請求に係る保有個人情報が次の各号に掲げる情報（以下「不開示情報」という。）のいずれかに該当する場合を除き、開示請求者に対し、当該保有個人情報を開示しなければならない。

（１）　法令等の定めるところにより、開示することができないと認められる情報

（２）　開示請求者（前条第２項の規定により代理人が本人に代わって開示請求をする場合にあっては、当該本人をいう。以下次条第２項及び第23条において同じ。）以外の個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関するものを除く。）であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により開示請求者以外の特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、開示請求者以外の特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）若しくは個人識別符号が含まれるもの又は開示請求者以外の特定の個人を識別することはできないが、開示することにより、なお開示請求者以外の個人の権利利益を侵害するおそれがあるもの

（３）　法人等に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、開示することにより、当該法人等又は当該個人の競争上の地位その他正当な利益を害すると認められるもの

（４）　個人の評価、診断、判定、選考、指導、相談等に関する情報であって、開示することにより、事務の適正な執行に著しい支障が生じるおそれがあるもの

（５）　広域連合の機関又は国、独立行政法人等、他の地方公共団体若しくは地方独立行政法人が行う事務に関する情報であって、開示することにより、次に掲げるおそれその他当該事務の性質上、当該事務の適正な執行に支障を及ぼすおそれがあるもの

ア　監査、検査、取締り又は試験に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれ

イ　契約、交渉又は争訟に係る事務に関し、国、独立行政法人等、地方公共団体又は地方独立行政法人の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害するおそれ

ウ　調査研究に係る事務に関し、その公正かつ能率的な遂行を不当に阻害するおそれ
エ　人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれ
オ　国若しくは地方公共団体が経営する企業、独立行政法人等又は地方独立行政法人に係る事業に関し、その企業経営上の正当な利益を害するおそれ

（６）　開示することにより、人の生命、身体、財産及び社会的な地位の保護、犯罪の予防、犯罪の捜査その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがある情報

（７）　第13条第２項の規定により未成年者又は成年被後見人の法定代理人（保有特定個人情報にあっては、未成年者若しくは成年被後見人の法定代理人又は本人の委任による代理人）が本人に代わって開示請求をした場合において、開示することが当該個人の権利利益を侵害するおそれがあるもの

（部分開示）

第16条　実施機関は、開示請求に係る保有個人情報に不開示情報が含まれている場合において、不開示情報が記録されている部分を容易に区分して除くことができるときは、開示請求者に対し、当該部分を除いた部分につき開示しなければならない。ただし、当該部分を除いた部分に有意の情報が記録されていないと認められるときは、この限りでない。

２　開示請求に係る保有個人情報に前条第２号の情報（開示請求者以外の特定の個人を識別することができるものに限る。）が含まれている場合において、当該情報のうち、氏名、生年月日その他の開示請求者以外の特定の個人を識別することができることとなる記述等及び個人識別符号の部分を除くことにより、開示しても、開示請求者以外の個人の権利利益が害されるおそれがないと認められるときは、当該部分を除いた部分は、同号の情報に含まれないものとみなして、前項の規定を適用する。

（保有個人情報の存否に関する情報）

第17条　開示請求に対し、当該開示請求に係る保有個人情報が存在しているか否かを答えるだけで不開示情報を開示することとなるときは、実施機関は、当該保有個人情報の存否を明らかにしないで、当該開示請求を拒否することができる。

（開示請求に対する決定等）

第18条　実施機関は、開示請求に係る保有個人情報の全部又は一部を開示するときは、その旨の決定をし、開示請求者に対し、その旨並びに開示を実施する日時及び場所を書面により通知しなければならない。

２　実施機関は、開示請求に係る保有個人情報の全部を開示しないとき（前条の規定により開示請求を拒否するとき及び開示請求に係る保有個人情報を保有していないときを含む。以下同じ。）は、開示しない旨の決定をし、開示請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。

（開示決定等の期限）

第19条　前条各項の決定（以下「開示決定等」という。）は、開示請求があった日の翌日から起算して30日以内にしなければならない。ただし、第14条第３項の規定により補正を求めた場合にあっては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

２　前項の規定にかかわらず、実施機関は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項に規定する期間を60日以内に限り延長することができる。この場合において、実施機関は、開示請求者に対し、遅滞なく、延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。

（開示しないこととする理由の付記等）

第20条　実施機関は、第18条第１項の規定により開示請求に係る保有個人情報の一部を開示しないとき、又は同条第２項の規定により開示請求に係る保有個人情報の全部を開示しないときは、開示請求者に対し、同条各項に規定する書面にその理由を示さなければならない。この場合において、当該理由は、開示しないこととする根拠規定及び当該規定を適用する根拠が、当該書面の記

載自体から理解され得るものでなければならない。
２　実施機関は、前項の場合において、同項の保有個人情報に係る決定の日から１年以内に、その全部又は一部を開示できることが明らかであるときは、その旨を開示請求者に通知するものとする。
（第三者の意見の聴取等）
第21条　開示請求に係る保有個人情報に広域連合、国、独立行政法人等、他の地方公共団体及び開示請求者以外のもの（以下この条、第34条及び第35条において「第三者」という。）に関する情報が含まれているときは、実施機関は、開示決定等をするに当たって、当該情報に係る第三者に対し、当該第三者に関する情報の内容その他規則で定める事項を通知して、意見書を提出する機会を与えることができる。
２　実施機関は、前項の規定により意見書の提出の機会を与えられた第三者が当該保有個人情報の開示に反対の意思を表示した意見書を提出した場合において、第18条第１項の決定（以下「開示決定」という。）をするときは、開示決定の日と開示を実施する日との間に少なくとも２週間を置かなければならない。この場合において、実施機関は、開示決定後直ちに、当該意見書（第33条及び第34条において「反対意見書」という。）を提出した第三者に対し、開示決定をした旨及びその理由並びに開示を実施する日を書面により通知しなければならない。
（開示の実施）
第22条　保有個人情報の開示は、文書又は図画については閲覧又は写しの交付により、電磁的記録についてはこれらに準ずる方法としてその種別、情報化の進展状況等を勘案して規則で定める方法により行うものとする。
２　実施機関は、閲覧又は写しの交付の方法による保有個人情報の開示にあっては、当該個人情報が記録された公文書が汚損し、又は破損するおそれがあるときその他相当の理由があるときは、当該公文書を複写したものを閲覧に供し、又はその写しを交付することができる。
３　第14条第２項の規定は、保有個人情報の開示を受ける者について準用する。
（開示の請求の特例）
第23条　実施機関があらかじめ定めた個人情報に限り、開示請求者は、当該保有個人情報の本人であることを確認するために必要な書類を提示し、口頭により開示の請求をすることができる。
２　実施機関は、前項の規定による開示の請求があったときは、本人であることを確認して、速やかに開示するものとする。
（費用の負担）
第24条　この条例の規定により保有個人情報が記録された公文書の写しの交付を受ける者は、規則で定めるところにより、当該写しの作成及び送付に要する費用を負担しなければならない。
２　実施機関は、前項の規定により費用を負担する者に経済的困難その他特別の理由があると認めるときは、規則で定めるところにより、その者が負担する費用の額を減額し、又は免除することができる。

第２節　訂正請求権

（訂正の請求）
第25条　何人も、実施機関から開示を受けた自己に関する保有個人情報について事実に誤りがあると認めるときは、当該実施機関に対し、その訂正を請求することができる。
２　第13条第２項の規定は、前項の規定による訂正の請求（以下「訂正請求」という。）について準用する。
（訂正請求の手続）
第26条　訂正請求は、次に掲げる事項を記載した書面を実施機関に提出してしなければならない。
（１）　訂正請求をしようとする者の氏名及び住所

（２） 訂正請求に係る保有個人情報を特定するために必要な事項
（３） 訂正を求める内容
（４） 前３号に掲げるもののほか、規則で定める事項
２　訂正請求をしようとする者は、当該訂正請求の内容が事実に合致することを証明する資料を実施機関に提出し、又は提示しなければならない。
３　第14条第２項及び第３項の規定は、訂正請求について準用する。
（訂正請求に対する決定等）
第27条　実施機関は、訂正請求に係る保有個人情報の全部又は一部について訂正をするときは、その旨の決定をし、速やかに当該個人情報の訂正を行った上で、訂正請求をした者（以下「訂正請求者」という。）に対し、その旨を書面により通知しなければならない。
２　実施機関は、訂正請求に係る保有個人情報の全部について訂正をしないときは、その旨の決定をし、速やかに訂正請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。
３　実施機関は、前２項の規定により訂正請求に係る保有個人情報の全部又は一部の訂正をしないときは、訂正請求をした者に対し、前２項に規定する書面により、その理由を示さなければならない。
（訂正決定等の期限）
第28条　前条第１項及び第２項の決定（以下「訂正決定等」という。）は、訂正請求があった日の翌日から起算して30日以内にしなければならない。ただし、第26条第３項において準用する第14条第３項の規定により補正を求めた場合にあっては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。
２　第19条第２項の規定は、訂正決定等について準用する。
（情報提供等記録の提出先への通知）
第28条の２　実施機関は、訂正決定に基づき実施機関が保有する情報提供等記録の訂正をした場合には、その旨を訂正請求をした者並びに必要があると認めるときは、総務大臣及び番号法第19条第７号に規定する情報照会者又は情報提供者（当該訂正に係る番号法第23条第１項及び第２項に規定する記録に記録された者であって、当該実施機関以外のものに限る。）に対し、遅滞なく、書面により通知しなければならない。

第３節　利用停止等請求権

（利用停止等の請求）
第29条　何人も、実施機関から開示を受けた自己に関する保有個人情報（情報提供等記録を除く。以下この条において同じ。）を実施機関が第７条の規定に違反して収集したと認めるときは、当該実施機関に対し、その消去を請求することができる。
２　何人も、実施機関から開示を受けた自己に関する保有個人情報を実施機関が第８条又は第９条の規定に違反して利用し、又は提供していると認めるときは、当該実施機関に対し、その利用又は提供の停止を請求することができる。
３　番号法第20条の規定に違反して特定個人情報である自己情報を収集し、若しくは保管している、又はしようとしているときは、当該実施機関に対し、その消去を請求することができる。
４　番号法第28条の規定に違反して作成された特定個人情報ファイルに特定個人情報である個人情報を記録している、又はしようとしているときは、当該実施機関に対し、その消去を請求することができる。
５　第13条第２項の規定は、前２項の規定による利用の停止、消去又は提供の停止の請求（以下「利用停止等請求」という。）について準用する。
（利用停止等請求の手続）
第30条　利用停止等請求は、次に掲げる事項を記載した書面を実施機関に提出してしなければなら

ない。
（１） 利用停止等請求をしようとする者の氏名及び住所
（２） 利用停止等請求に係る保有個人情報を特定するために必要な事項
（３） 利用停止等を求める内容及び理由
（４） 前３号に掲げるもののほか、規則で定める事項
２　第14条第２項及び第３項の規定は、利用停止等請求について準用する。
（利用停止等請求に対する決定等）
第31条　実施機関は、利用停止等請求に係る保有個人情報の全部又は一部について利用停止等をするときは、その旨の決定をし、速やかに当該保有個人情報の利用停止等を行った上で、利用停止等請求をした者（以下「利用停止等請求者」という。）に対し、その旨を書面により通知しなければならない。
２　実施機関は、利用停止等請求に係る保有個人情報の全部について利用停止等をしないときは、その旨の決定をし、速やかに利用停止等請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。
３　実施機関は、前２項の規定により利用停止等請求に係る保有個人情報の全部又は一部の利用停止等をしないときは、利用停止等請求をした者に対し、前２項に規定する書面により、その理由を示さなければならない。
（利用停止等決定等の期限）
第32条　前条第１項及び第２項の決定（以下「利用停止等決定等」という。）は、利用停止等請求があった日の翌日から起算して30日以内にしなければならない。ただし、第30条第２項において準用する第14条第３項の規定により補正を求めた場合にあっては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。
２　第19条第２項の規定は、利用停止等決定等について準用する。

第４章　審査請求等

（審査請求があった場合の手続）
第33条　開示決定等、訂正決定等若しくは利用停止決定等又は開示請求、訂正請求若しくは利用停止請求に係る不作為について、行政不服審査法（平成26年法律第68号）の規定に基づく審査請求があった場合は、裁決をすべき実施機関は、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、速やかに審査会に諮問しなければならない。
（１） 審査請求が不適法であり、却下するとき。
（２） 裁決で、審査請求に係る開示決定等（開示請求に係る保有個人情報の全部を開示する旨の裁決を除く。以下この号及び第35条において同じ。）を取り消し、又は変更し、当該審査請求に係る保有個人情報の全部を開示することとするとき。ただし、当該開示決定等について反対意見書が提出されているときを除く。
（３） 裁決で、審査請求に係る訂正決定等（訂正請求に係る保有個人情報の全部を訂正する旨の裁決を除く。）を取り消し、又は変更し、当該審査請求に係る個人情報の全部の訂正をすることとするとき。
（４） 裁決で、審査請求に係る利用停止等決定等（利用停止等請求に係る個人情報の全部の利用停止等をする旨の裁決を除く。）を取り消し、又は変更し、当該審査請求に係る保有個人情報の全部の利用停止等をすることとするとき。
２　実施機関は、前項の規定による諮問に対する答申を受けたときは、これを尊重して、速やかに当該審査請求に対する裁決を行わなければならない。
３　第１項の審査請求については、行政不服審査法第９条第１項の規定は、適用しない。
（諮問をした旨の通知）

第34条　前条第１項の規定により諮問をした実施機関（以下「諮問実施機関」という。）は、次に掲げるものに対し、諮問をした旨を通知しなければならない。

（１）　審査請求人及び参加人

（２）　開示請求者、訂正請求者又は利用停止等請求者（これらの者が審査請求人又は参加人である場合を除く。）

（３）　当該審査請求に係る開示決定等について反対意見書を提出した第三者（当該第三者が審査請求人又は参加人である場合を除く。）

（第三者からの審査請求を棄却する場合等における手続）

第35条　第21条第２項の規定は、次の各号のいずれかに該当する裁決をする場合について準用する。

（１）　開示決定に対する第三者からの審査請求を却下し、又は棄却する裁決

（２）　審査請求に係る開示決定等を変更し、当該開示決定等に係る個人情報を開示する旨の裁決（第三者である参加人が当該個人情報の開示に反対の意思を表示している場合に限る。）

第５章　雑則

（苦情の処理）

第36条　実施機関は、当該実施機関が行う保有個人情報の取扱いに関する苦情の適切かつ迅速な処理に努めなければならない。

２　広域連合長は、事業者が行う保有個人情報の取扱いに関する苦情の適切かつ迅速な処理に努めなければならない。

（広域連合長の助言）

第37条　広域連合長は、この条例の目的を達成するため必要があると認めるときは、実施機関に対し、保有個人情報の保護について報告を求め、又は助言をすることができる。

（事業者に対する個人情報の保護施策）

第38条　広域連合長は、事業者が個人情報の保護について適切な措置を講ずることができるよう、意識の啓発その他必要な施策の推進に努めなければならない。

（国及び他の地方公共団体との協力）

第39条　広域連合長は、保有個人情報の保護を図るため必要があると認めるときは、国及び他の地方公共団体に協力を要請し、又は国及び他の地方公共団体の協力の要請に応じるものとする。

（運用状況の公表）

第40条　広域連合長は、毎年１回、この条例の運用状況について取りまとめ、これを公表するものとする。

（他の法令等との調整）

第41条　この条例の規定は、次に掲げる個人情報については、適用しない。

（１）　統計法（昭和22年法律第18号）第２条に規定する指定統計を作成するために集められた個人情報

（２）　統計法第８条第１項の規定により総務大臣に届け出られた統計調査によって集められた個人情報

（３）　統計報告調整法（昭和27年法律第148号）の規定により総務大臣の承認を受けた統計報告（同法第４条第２項に規定する申請書に記載された専ら統計を作成するために用いられる事項に係る部分に限る。）の徴集によって得られた個人情報

（４）　広域連合の施設において、一般の利用に供することを目的として管理している図書、刊行物等に記録されている個人情報

（委任）

第42条　この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

第６章　罰則

第43条　実施機関の職員若しくは職員であった者又は第11条第２項の委託業務に従事している者若しくは従事していた者が、正当な理由がないのに、個人の秘密に属する事項が記録された保有個人情報を含む情報の集合物であって、特定の保有個人情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したもの（その全部又は一部を複製し、又は加工した者を含む。）を提供したときは、２年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。

第44条　前条に規定する者が、その業務に関して知り得た保有個人情報を自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、１年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

第45条　実施機関の職員がその職権を濫用して、専らその職務の用以外の用に供する目的で個人の秘密に属する事項が記録された文書、図画又は電磁的記録を取得したときは、１年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

第46条　偽りその他不正の手段により、開示決定に基づく保有個人情報の開示を受けた者は、５万円以下の過料に処する。

附　則

この条例は、公布の日から施行する。

附　則（平成27年７月31日条例第８号）

この条例は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「番号法」という。）の施行の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

（１）　第１条中第８条の次に２条を加える（第８条の２に係る部分に限る。）改正規定　番号法附則第１条第４号に掲げる規定の施行の日

（２）　第２条の規定　番号法附則第１条第５号に掲げる規定の施行の日

附　則（平成28年２月15日条例第１号抄）

（施行期日）

１　この条例は、平成28年４月１日から施行する。

（和歌山県後期高齢者医療広域連合個人情報保護条例の一部改正に伴う経過措置）

３　この条例施行の際現に改正前の行政不服審査法の規定に基づき、和歌山県後期高齢者医療広域連合個人情報保護条例第２条第２号に規定される実施機関が行った開示決定等（和歌山県後期高齢者医療広域連合個人情報保護条例第19条第１項に規定する開示決定等をいう。）又は当該実施機関に対する開示請求、訂正請求又は利用停止請求に係る不作為に対してされている不服申立てについては、なお従前の例による。

附　則（平成29年３月23日条例第２号）

この条例は、平成29年４月１日から施行する。

附　則（平成30年２月16日条例第１号）

この条例は、公布の日から施行する。